

## 港区職員支援プログラム（EAP）業務委託事業企画提案募集要項

### 1 件名

港区職員支援プログラム（EAP）業務委託

### 2 本業務の目的

職場におけるメンタルヘルス対策は、セルフケア・ラインケア・産業保健スタッフ（職員保健室）・事業場外資源によるケアが継続的かつ計画的に行われることが重要とされています。本業務は事業場外資源を活用し、職員のメンタルヘルス疾患への予防、早期対応、早期回復、再発防止のためのカウンセリングや管理監督者への職員対応についての支援、平成27年12月1日に施行され義務化されたストレスチェック及び面接指導の円滑な実施と組織の分析、メンタルヘルスに関する研修や啓発活動を行うことで、職員のメンタルヘルス向上および働きやすい職場環境の構築を図ることを目的としています。

### 3 委託業務の内容

仕様書のとおり

### 4 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

### 5 履行場所

港区指定場所

### 6 参考予算規模

5,800,000円（税抜）

※この金額は、契約期間を平成30年6月1日から平成31年3月31日とした場合の参考額です。また、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

### 7 参加資格条件

本件プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加申込書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プログラムの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立をしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契

- 第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
  - (5) プライバシーマーク(個人情報保護に関する日本工業規格JIS15001)を取得又は申請中等、個人情報保護のための適正な管理体制及び実績を有すること。
  - (6) 国・地方公共団体又は民間企業等におけるEAP事業の企画、運営、実施及び評価に係る一連の業務を受託した実績があること。

## 8 選考スケジュール(予定)

- (1) 募集要項の公表、配布開始 平成30年3月23日(金)
- (2) 質問受付期限 平成30年3月29日(木)午後5時まで
- (3) 質問回答日 平成30年4月3日(火)
- (4) 参加申込書・企画提案書受付期限 平成30年4月9日(月)午後5時まで
- (5) 第一次審査(書類選考) 平成30年4月中旬
- (6) 第一次審査結果通知 平成30年4月20日(金)
- (7) 第二次審査(プレゼンテーション等) 平成30年5月上旬
- (8) 第二次審査結果通知 平成30年5月11日(金)
- (9) 事業候補者決定 平成30年5月下旬
- (10) 業務委託開始予定 平成30年6月

## 9 募集要項の配布

平成30年3月23日(金)から事務局及び港区ホームページにて配布を開始します。

## 10 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、次のとおり受付、回答します。

### (1) 質問受付

質問書(様式1)に必要な事項を記入の上、ファックスで提出してください。

**【受付期間】**平成30年3月23日(金)～平成30年3月29日(木)  
午後5時まで

### (2) 回答方法

質問内容と回答について、平成30年4月3日(火)以降に港区ホームページにアップし、本実施要項の一部として取扱います。なお、回答の際、質問者は公開しません。また、期限を過ぎた提出や指定の質問票を用いない質問、質問内容が不明瞭なものについては回答しません。

## 11 書類の提出方法及び提出先

- (1) 受付期間 平成30年4月9日(月)まで(土・日・祝日除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
- (3) 提出先 港区役所10階 人事課健康管理担当・人事課職員支援係
- (4) 提出方法 持参

## 12 選考結果通知

### (1) 第一次審査結果通知

通知日：平成30年4月20日(金)

- 通知方法：電子メール  
 (2) 第二次審査結果通知  
 通知日：平成30年5月11日(金)  
 通知方法：電子メール

### 13 契約

区は、審査の結果決定された業務委託候補者と平成30年度の本件契約締結に向けて協議します。審査結果通知をもって契約を締結するものではありませんのでご注意願います。

### 14 提出書類

#### (1) 様式・部数

No	提出書類	様式等	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	参加申込書 (様式2)	1部	—
2	参加資格確認書類 ※添付資料については(2)を参照	参加資格審査申請書 (様式3)	1部	—
3	見積書	仕様書「4 事業内容」の内訳に従い、出来るだけ詳細な金額を明示してください。とくに、「(1) 相談業務」の定期派遣枠分も明示してください なお、契約期間は平成30年6月～平成31年3月と仮定してください。	1部	—
4	会社(団体)概要	自由様式	1部	8部
5	直近決算期における財務諸表	自由様式	1部	8部
6	事業の実績	自由様式 ① 本要項「7参加資格条件(6)」に関する実績、実施先等(直近3年度分) ② カウンセラーの状況 (カウンセラー一覧、経歴、経験年数)	1部	8部
7	企画提案書 ※詳細については(3)参照	自由様式(以下の順番で綴ること) ① 企画提案の概要 ② 業務の運営体制 ③ 職員及びその家族への相談対応 ④ 管理監督者への相談対応 ⑤ 危機対応職員、組織へのカウンセラー等の派遣 ⑥ 職場復帰支援 ⑦ ストレスチェック ⑧ 研修・啓発の施策	1部	8部

#### (2) 参加資格審査申請書に関する留意事項

- ①競争入札参加資格登録業者以外の者は、次の書類を添付してください。  
 ア 登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)

- イ 印鑑登録証明書
  - ウ 財務諸表（最新の事業年度のもの）
  - エ 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
  - オ 許可等の証明書（写）
- ②共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、次のア、イを添付してください。また、代表者ではなく、代理人が契約権限を有する場合はウも添付してください。
- ア 共同事業体構成書（様式4-1）
  - イ 共同事業体協定書兼委任状（様式4-2）
  - ウ 委任状（様式4-3）
- ③国、都、区、いずれかの「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定を受けている場合、次の書類を添付してください。
- ア 認定通知等の写し
- ④虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

### （3）企画提案書作成にあたっての留意事項

#### ①企画提案の概要

フローチャートや図を使用する等、それぞれの事業とその連携の全体像が見えるような内容にしてください。

#### ②業務の運営体制

- ア 面接相談、電話・メール等相談等、各業務の運営体制を提案してください。
- イ 港区産業保健スタッフとの連携方法について提案してください。
- ウ 医療機関との連携方法について提案してください。
- エ 総括責任者、区専任心理職（区専任担当として、定期派遣相談・業務報告を行うカウンセラー）については、経歴も提示してください。

#### ③職員及び家族への相談対応

面接相談、電話・メール等相談は、メンタルヘルスに不調を生じさせる可能性のある問題について相談できる体制を整え、その内容を提案してください。

面接相談、電話・メール等相談の実施日時、メールの返信期限、相談回数などについては、可能な範囲を提示してください。面接相談については一定回数以上は自己負担としてもかまいませんので、上限を提示してください。

また、職員の家族に対する自己負担での面接相談の可否についても提示してください。

#### ④管理監督者への相談対応

管理監督者等が、メンタルヘルス不調の職員に対し適切な対応と早期解決を図れるような企画を提案してください。

電話・メール等相談、受注者施設及び区施設における面接相談に加え、どのようなアプローチが可能か、より効果的、実践的な方法を提案してください。

#### ⑤危機対応職員、組織へのカウンセラー等の派遣

どのような対応が可能か提案してください。

#### ⑥職場復帰支援

どのような対応が可能か提案してください。

#### ⑦ストレスチェック

- ア 厚生労働省が推奨する職業性ストレス簡易調査票57項目に加え、ストレスチェック項目の追加等、独自の企画があれば提案してください。
- イ 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック実施マニュアル」で示された「仕事のストレス判定図」に準拠する集団分析（組織診断）の他に、独自の分析が可能であれば提案してください。
- ウ ストレスチェック制度を活用したセルフケア施策、職場環境改善策を提案してください。
- エ 個人あて結果及び集団分析結果のサンプルを添付してください。

#### ⑧研修・啓発の施策

職員のメンタルヘルス向上、ストレスマネジメントの向上に結び付く提案をしてください。

##### ア 研修

新人研修、各昇任時研修(主任主事・技能主任等)、管理監督者研修、初めて職場異動した職員のための研修を行っていただきますので、その内容を提案してください。

また、ストレスチェックを踏まえた研修や、その他職員のメンタルヘルス向上に繋がる研修について提案してください。

##### イ 啓発

各対象者に向けた、本事業周知のためのリーフレットを作成していただきますので、可能であればサンプルを添付してください。

その他、コラム等、どのような啓発事業が可能か提案してください。

#### ⑨その他

区では職員のメンタルヘルス対策及び働き方の改善に取り組んでいます。それを念頭に置いて企画提案してください。

### (4) 形式

- ①提出書類は、原則A4サイズとしますが、様式は任意とします。A4サイズ以外の書類は、A4サイズに折り込んでください。
- ②「企画提案書」は、A4サイズ30ページ以内で作成してください。なお、A3サイズは1ページをA4サイズ2ページ分と換算します。
- ③正本には、提案者の社名、代表者又は代理人名を明記の上、社印、代表者又は代理人印を押印してください。
- ④副本には、提案者が判別できる社名、印、ロゴ等は一切入れないでください。記載がある場合は、マスキングしてください。
- ⑤提出書類には、正本・副本ともに提出書類ごとにページ番号を付けてください
- ⑥正本、副本とは別に、提出書類1～7のデータが入力されたCD-ROMを1枚提出してください。なお、CD-ROMに格納するデータはPDF形式としてください。

## 15 審査基準と審査方法

### (1) 審査基準

選定に係る審査の項目及び基準は、港区職員支援プログラム（EAP）業務委託事業候補者選考基準のとおりです。また、以下に該当する場合は、加点対象となります。

### ①区内事業者優遇措置

区内事業者が単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合に、区内事業者への優遇として、一次審査における合計評価点の5%を加点し、一次評価点とします(小数点以下切上げ)。なお、区外事業者のみの場合は、区内事業者への優遇(一次審査における加点)は受けられません。

### ②ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」、東京都が認定する「東京都ワーク・ライフ・バランス認定企業」、国が認定する「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は、一次審査における合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

## (2) 審査方法

審査は、港区職員支援プログラム(EAP)業務委託事業候補者選考委員会において、二段階方式で実施します。

### ①第一次審査(書類審査)

参加資格を満たした企画提案について、優良と判断する数社を選定します。

### ②第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第一次審査を通過した事業候補者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案内容を総合的に判断し、最も優れた企画提案を選定します。

プレゼンテーション担当者は、事業に関わる現場総括責任者・区営業担当者・区専任心理職予定者の3名としてください。

また、第一次審査における提出書類とは別途、第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)で使用する資料を提出していただくことも可能です。ただし、その際に新しい内容の追加はできませんのでご注意ください。

## 16 その他注意事項

### (1) 提出書類について

①作成に必要な費用は、提案者の負担になります。

②提出後の追加、差替え、修正等はできません。また、返却も行いません。

③選考以外の目的に使用することはありません。ただし、港区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。この場合は、区は無償で使用できるものとします。

④提出書類等の一部又は全部を著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規程する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

### (2) 選考委員について

委員の職、氏名は公表しません。

### (3) 参加辞退について

参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の区との契約等において不利な取り扱いをするものではありません。

### (4) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、区の判断により、参加資格を取り消す場合があります。

①選考委員、区職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正の事実が認められた場合

②その他、失格とするに足る事実が明らかになった場合

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務の一部を第三者に委託する場合も、事前に区との協議が必要です。

(6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

17 提出及び問合せ先（担当部署）

総務部人事課健康管理担当

電 話 03-3578-2863（直通）

FAX 03-3578-2129